

ファクトチェックメモ

以下は、書類作成時に確認した前提と注意事項である。提出書類ではなく、会社控えとして保管する。

1 確認した事実

会社名：BASECORD株式会社

会社本店：東京都港区白金台二丁目7番1号

有限会社デリバリーワイン登記上住所：東京都港区白金台二丁目7番1号

代表者・発起人：酒井 浩

酒井浩個人住所：東京都港区六本木5丁目16番35号

麻布テラスアパートメント505

作成日：令和8年8月19日

2 作成した書類の位置付け

本書類一式は、BASECORD関連のサーバー、ドメイン、開発成果物等について、将来の銀行審査、融資、出資、業務提携又は買収監査で権利関係を説明できるようにするための確認書である。

3 法務上の確認

著作権法15条は、法人等の発意に基づき、その業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物について、別段の定めがない限り法人等を著作者とする旨を定めている。そのため、有限会社デリバリーワイン名義のサーバーや開発環境を使っていた事実を隠すより、同社がBASECORD株式会社に権利主張しないことを確認しておく方が安全である。

商標権その他の登録権利は、登録原簿上の権利者情報を一致させる必要がある。将来、BASECORD商標が出願又は登録された後に名義変更が必要になる場合は、特許庁の移転登録手続を別途行う。

4 押印

有限会社デリバリーワイン欄には同社の代表者印、BASECORD株式会社欄には同社の会社実印、酒井浩個人欄には個人実印を押す。各書類は2通作成し、当事者が各1通を保管する。